

外部有識者による事業の点検について

1. 点検の観点

- そもそも国費投入の必要性はあるのか。
- 同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか。
- より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか。

2. 点検対象事業について

- (1) 全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に、文部科学省選任の外部有識者（以下同じ。）の点検を受けることになるよう、前年度実施事業の中から以下により80事業程度を選定する。

・平成30年度に新規に開始した事業 （平成30年度補正予算計上の新規事業含む）	23事業程度	} <u>79事業程度</u>
・令和元年度が事業の最終実施年度又は 最終目標年度に当たる事業	11事業程度	
・平成30年度に行政改革推進会議による 意見の対象となった事業	4事業程度	
・過去4年間に外部有識者点検を受けていない 事業	41事業程度	

- (2) 外部有識者は(1)により選定した点検対象事業に対して、追加や変更を申し出ることができる（点検対象事業の連絡の日から起算し、土日祝日を除く5日間）。

3. 点検の進め方

(1) 実施時期等

7月中旬に、外部有識者による書面点検を基本とし、必要に応じヒアリングを実施し、事業の成果や資金の使われ方を中心に点検する。

(2) 実施体制

1事業につき外部有識者1名で点検を行うものとする。

(3) 所見欄への記入

点検の結果をレビューシート of 所定の欄に記入する際、当該所見が事業の問題点に関する指摘を含まないものである場合、点検を行った外部有識者の氏名を明記することとする。

(4) 外部有識者への情報提供等

文部科学省は、外部有識者が適切な点検を行えるよう、事業概要や政策評価におけるデータ等の情報提供や問い合わせ等に対応する。